

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	8	府 省 庁 名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（たばこ税）</span>	
要望項目名	国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                  地方たばこ税</p> <p>・ 特例措置の内容                  「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、「健康日本21」及び「がん対策推進基本計画」等を踏まえ、喫煙率の減少のためにたばこ税の税率の引上げを要望する。</p>	
関係条文	<p>・ 地方税法第74条の5及び第468条</p>	
減収見込額	（初年度） — （平年度） — （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>たばこ税の税率を引き上げることによって、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、「健康日本21」及び「がん対策推進基本計画」等で提唱されている喫煙率の減少に向けたたばこ対策の推進を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>○ 平成24年度与党税制改正大綱において、                  「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。」</p> <p>平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断していきます。また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法2に基づく日本たばこ産業株式会社の株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意します。」と記された。</p> <p>○ 平成17年2月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においては、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること、並びに価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であること等が規定されている。また、他の先進諸国と比べて我が国のたばこ価格が低い状況にある。</p> <p>○ 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国として、たばこ対策の一層の取組が求められている。また、平成25年度から始まる「健康日本21（第2次）」及び平成24年6月8日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」において、たばこに関する目標が設定されたこと等、たばこ対策が重要な位置付けとされていることを踏まえ、引き続き、たばこ対策を強力に進める必要がある。</p> <p>【たばこに関する目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成人の喫煙率低下（19.5%（H22）→12%（H34年度））</li> <li>・ 未成年の喫煙をなくす（0%（H34年度））</li> <li>・ 妊娠中の喫煙をなくす（0%（H26年））※当該項目は「健康日本21（第2次）」のみの目標</li> <li>・ 受動喫煙の防止                         <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 行政機関（16.9%（H20年）→0%（H34年度））</li> <li>ii. 医療機関（13.3%（H20年）→0%（H34年度））</li> <li>iii. 職場（64%（H23年）→受動喫煙の無い職場の実現（H32年））</li> <li>iv. 家庭（10.7%（H22年）→3%（H34年度））</li> <li>v. 飲食店（50.1%（H22年）→15%（H34年度））</li> </ul> </li> </ul>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標 I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること。 (施策大目標 I-10) 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること。 (I-10-2) 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること。
	政策の達成目標	喫煙率を減少させることで、たばこの健康に与える悪影響を低減させる。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
	ページ	8—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成24年度与党税制改正大綱において、  <u>「たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。」</u></p> <p>平成25年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断していきます。また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成22年度税制改正大綱及び平成23年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法に基づく日本たばこ産業株式会社の株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意します。」と記された。</p>
ページ	8—3